

## 奄美・沖縄経済交流事業（奄美群島産品輸出促進事業）業務仕様書

### 1 委託業務名

奄美・沖縄経済交流事業（奄美群島産品輸出促進事業）業務委託

### 2 事業の趣旨

奄美群島の農林水産業の「稼ぐ力」を向上させるため、沖縄県との連携により、輸出に関心のある奄美群島内事業者の掘り起こしや商談機会の創出など輸出促進施策を実施し、奄美群島内事業者の輸出に対する機運を醸成することで沖縄県の物流ハブ機能を活用した奄美群島内産品の輸出拡大を目指す。

### 3 事業内容

#### (1) 業務内容：

輸出に対応可能な奄美群島内事業者の掘り起こし、新規商流・流通ルートの開拓、継続した輸出につながる仕組みづくり等を行う。

※ 輸出商社等が奄美群島内事業者と連携し、以下の取組を行うことを想定。なお、ア～ウの実施は必須とする。

※ 実施にあたっては、沖縄県の輸出事業者との連携や、充実した物流ハブ機能を活かすこととする。

(例)

ア 沖縄県との連携による輸出セミナーの開催

沖縄の輸出業者や沖縄県庁担当部局等を招いての輸出セミナーの開催

イ バイヤー等の招へい

沖縄の輸出業者等による産地、商談会の開催

ウ 大規模展示会・商談会出展への支援

沖縄県で開催される大規模展示会「沖縄交易会」への出展支援（3社程度）

エ テスト輸出

新規輸送ルート・輸送構築のためのトライアル輸送

#### (2) 事業対象品目：奄美群島産品全般

※ 奄美群島内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品及び工芸品等であること。

### 4 成果物（事業報告書等）の提出

事業内容の実施概要及び成果がわかる事業報告書を作成し、事業終了後、すみやかに提出すること（データ含む。）

また、県で報告会を実施する場合、協力するものとする。

### 5 履行期限

令和9年3月12日（金）まで

### 6 その他留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たり、成果（目標）数値（例：輸出額、取扱アイテム数、商談・契約数など）の設定を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (7) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。